

コロンビアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	FTA関税格差	・FTA/EPAの対象外品目であれば5-15%の関税が課せられる。 (継続) (対応) ・2015年8月31日から9月4日まで、東京において日・コロンビア経済連携協定(EPA)交渉第13回開催。	・早期の日本コロンビアEPAの締結による関税引き下げ。	
	日鉄連	(2)	関税引上げ	・2011年8月12日、商工観光省が国内産業の競争力強化を目的として鉄鋼を含む計300品目を対象に、1年間関税を無税化。同時に鉄鋼を含む約300品目の税率を10%引き上げ。 (継続)		・商工観光省政令2917号
	日鉄連	(3)	セーフガード措置の濫用	・2013年6月から9月にかけて、溶融亜鉛メッキ鋼板、線材、山形鋼、棒鋼および形鋼、異形棒鋼および異形線材、継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査を立て続けに開始。セーフガード措置の乱用により、保護主義的な動きが周辺国のみならず、世界的に蔓延する恐れがある。 2013年10月8日、線材に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013年10月8日、異形棒鋼に対する200日間の暫定セーフガード措置賦課開始。 2013年11月29日、溶融亜鉛メッキ鋼板に対するセーフガード調査終結。 2014年1月29日、継目無鋼管および溶接鋼管に対するセーフガード調査終結。 2014年4月23日、山形鋼に対するセーフガード調査終結。 2014年4月23日、異形棒鋼および異形線材に対するセーフガード調査終結。 2014年4月30日、線材に対するセーフガード措置開始。 2014年5月19日、棒鋼および形鋼に対するセーフガード調査終結。 (継続)	・セーフガード措置濫用の中止。	
12 為替管理	日機輸	(1)	為替先物予約	・コロンビア企業は、コロンビア国内の銀行としか為替先物予約の締結が不可。 (継続)	・外貨管理規制の緩和。	
	日機輸	(2)	オフショア為替取引規制	・オフショアでコロンビアペソの為替取引はできない。 (継続)	・オフショア市場でのペソ取引を認める。	
	日機輸	(3)	過度の為替変動	・大幅な通貨切り下げによる出資悪化。2016年度は、やや安定も、急激な為替変動リスクは存続。 (追加)	・過度の為替変動に対しては、市場介入も含め金融当局の断固たる措置を期待。	
14 税制	日機輸	(1)	金融取引税課税	・コロンビア国内の銀行口座間の資金移動に対して、金融取引税(0.4%)が課税される。 (継続)	・金融取引税の撤廃。	2006年法律第1111号第4章
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	省エネ認証規則制定における内外差別の懸念	・2016年度より冷蔵庫で省エネ認証開始(RETIQ)。コロンビア国内ラボでの実験データ採用が義務化。コロンビア地場メーカーのHaceb、Challengerを優遇する内容になる事を懸念している。 (変更)	・公平な法規設定を希望。(実質的な輸入規制)	

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19		日鉄連	(2)	適合性評価手続きの煩雑	<p>・2013年9月20日、コロンビア商工観光省が異形線材(HS: 7213.10.00.00)・ワイヤグリル(HS: 7314.20.00.00)に対する適合性評価手続き導入に関するWTO通報を実施。制度のドラフトによると、国内生産者および輸入者は適合性評価を満たしていることの証明書の入手が必要となる。証明書は、a)国内の認証機関、b) IAF、MLA、ILAC、IAACといった相互承認を行っている国際認証機関、c)コロンビアが相互承認を行っている原産国における認証機関で入手が可能となる。</p> <p>(継続)</p>	<p>・制度の撤廃。</p> <p>・手続き(含、除外制度)の明確化・簡素化。</p>	<p>・Draft Decree of the Ministry of Commerce, Industry and Tourism "Issuing the Technical Regulation applicable to plain and deformed steel wire and electrically welded mesh for concrete reinforcement which are manufactured in, imported into or marketed in Colombia "</p>